

本件ソフトウェアをご使用される前に、必ず以下のソフトウェア使用許諾契約をよくお読み頂き同意される場合にのみご使用ください。

ソフトウェア使用許諾契約(TSC21推進協議会とユーザー)

本ソフトウェア使用許諾契約(以下「本契約」といいます。)は、ユーザー様が TSC21推進協議会の配布するソフトウェアやマニュアルなどの情報(以下「本件ソフトウェア」といいます。)に関し、TSC21推進協議会と、本件ソフトウェアの全部又は一部をハードディスク等の記憶装置へ保存し、又は本件ソフトウェアに含まれるプログラムをコンピュータ上で実行するユーザー様との間で締結される契約です。

第1条(本契約の成立、効力および終了)

(1)ユーザー様は、本件ソフトウェアの全部又は一部をコンピュータのハードディスク等の記憶装置へ保存したとき、又は本件ソフトウェアを使用したときは、本契約の締結に同意したものとみなされます。このユーザー様の同意をもって、本契約は成立し、効力を生じます。

(2)ユーザー様は、自己が保存した本件ソフトウェアの全てを削除することにより、本契約を終了させることができます。

(3)TSC21推進協議会は、独自の判断に基づき、本契約を終了することができます。

(4)ユーザー様は、理由のいかんを問わず、本契約の終了についてTSC21推進協議会に対し補償金その他いかなる名目での支払いも請求することはできないものとします。

第2条(使用条件)

TSC21推進協議会は、ユーザー様に対し、本件ソフトウェアを本契約に基づく条件及びTSC21推進協議会が定める本件ソフトウェアの使用目的の範囲内で使用することができる譲渡不能な権利を許諾します。

第3条(禁止事項)

(1)ユーザー様は、本契約において明示的に認められた場合を除き本件ソフトウェアを複製することはできません。

(2)ユーザー様は、本件ソフトウェアを第三者に配布、レンタル、リース、貸与及び譲渡することはできません。

(3)ユーザー様は、本件ソフトウェアに含まれるプログラムに対して、修正を加えること、翻訳、翻案を行うこと、及び逆コンパイル、逆アセンブル等のリバースエンジニアリングを行うことはできません。

第4条(著作権)

本件ソフトウェアの著作権は、TSC21推進協議会が管理します。

第5条(免責)

(1)TSC21推進協議会は、ユーザー様、その他の第三者が本件ソフトウェアに関連して直接間接に蒙ったいかなる損害に対しても、賠償等の一切の責任を負わず、かつ、ユーザー様はこれに対してTSC21推進協議会を免責するものとします。

(2)TSC21推進協議会はユーザー様に対し、本件ソフトウェアの動作保証、使用目的への適合性の保証、商業性の保証、使用結果についての的確性や信頼性の保証、第三者の権利侵害及び瑕疵担保義務も含め、いかなる責任も一切負いません。TSC21推進協議会がこれらの可能性について事前に知らされていた場合も同様です。

(3)TSC21推進協議会は独自の判断に基づき、本件ソフトウェアの仕様又は内容の変更、修正、配布方法等の変更及び対価の設定をすることができます。

(4)TSC21推進協議会からユーザー様に提供される本件ソフトウェアにかかる情報についても、直接間接を問わず、本条各項の規定が適用されます。

第6条(一般条項)

本契約に関する紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属の合意管轄裁判所とします。